

留意事項

必ずお読みいただき、以下の点にご留意ください。

■ 申請について

- ・通所実績がある場合は、提出期限までに申請をお願いいたします。

<令和5年度>

利用月	申請書提出期限
令和5年3月～5月分	令和5年6月30日（金）
令和5年6月～8月分	令和5年9月29日（金）
令和5年9月～11月分	令和5年12月28日（木）
令和5年12月～令和6年2月分	令和6年3月29日（金）

- ・申請者は本人の氏名、振込口座は申請者本人名義の口座をご記入ください。
- ・複数の事業所に通所している場合は、事業所ごとに申請書を提出してください。
- ・住所地と居住地が異なる場合は、居住地の住所を申請書に記入してください。

■ 申請内容について

<通所実績報告／通所日数の考え方>

- ・通所日数は、通所支援金の支給対象となる通所回数を記入していただきます。
在宅支援や短期入所の利用等で往復とも通所しなかった日は、通所日数に含みません。

<別記／通所経路の考え方>

- ・通所経路は、自宅（居住地）から事業所までの経路のうち、最も合理的かつ経済的なもので申請してください。申請内容によっては経路の妥当性を確認させていただく場合があります。
- ・複数の通所経路がある場合も、主な通所経路で申請してください。
雨が降った日や体調の悪い日に別経路で通所した場合など、主な通所経路以外で通所をした日についても、主な通所経路で通所したものと同みなします。
- ・初回の申請及び通所経路に変更がある場合は、別記「通所経路」を添付ください。
※通所加算のみ対象となる方も、確認のため初回の申請時にご提出ください。
- ・自家用車・家族送迎を利用する場合は、経路が分かる書類を添付してください。
様式は問わないので、印刷した地図をそのまま添付していただいても構いません。

■ 支給額の決定について

- 申請された内容を審査のうえ、支給額を決定し、申請者に通知します。
なお、複数の事業所に通所している場合は、各事業所分をまとめて申請者に通知します。
- バス・電車で通所する場合、申請された内容で1か月分の定期額を確認しますので、定期券の写し等を添付する必要はありません。
- 通所支援金は、月5日以上通所している者が対象となるため、通所日数が5日未満となる月は支給対象外となります。
ただし、複数の事業所に通所している場合で、通所日数の合計が月5日以上となる場合は、支給対象となります。

■ その他

- 宍粟市外に居住している場合及び他の市町村で障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、通所支援金の対象外となります。
- 通所施設と同一敷地内の入所施設・グループホーム・福祉ホーム利用者は対象外です。
- 次回の申請書は、通所支援金支給決定通知に同封します。
なお、申請書類はホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いいただけます。

【問合せ先】

宍粟市 健康福祉部 障害福祉課

〒671-2593

宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

Tel: 0790-63-3101 FAX: 0790-63-3062